

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則
- ◇告示 特別被農地域の指定
- 定期外の健康診断及び予防接種の実施
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の廃止
- 指定医療機関の辞退
- 森林区実施計画の決定
- 国有財産の公用廃止
- ひな白痢検査の実施
- 牛のブルセラ病等の検査の実施
- 牛の肝てつ検査及び駆除の実施
- 昭和三十七年一月臨時県議会で議決された昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加更正予算等
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所入所生の募集

## 規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則

(利子補給)

第一条 県は、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する農業近代化資金及び知事が特に必要と認めて指定した資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける法第二条第二項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）

第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は別表のとおりとする。

(利子補給契約書)

第三条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行なうものとする。

(利子補給金の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における農業近代化資金につき、第二条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該

請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第六条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切るものとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの利子補給規則の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第一条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四

月一日から適用する。  
2 昭和三十六年においては、第四条中「毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日

までの各期間」とあるのは「昭和三十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

別表

農業近代化資金の種類

- 一 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、温室、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜せり、果樹棚、電気牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設又は家畜診療施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、收穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具又は運搬用機具の取得に要する資金

年 二 分 年 一 分

利子補給率  
法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号に掲げる場合及び同条第二号に掲げる融資機関が同条第二号に掲げる場合

法第二条第二項第二号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一号に掲げる場合

年 二 分 年 一 分

三	果樹、オリーブ、茶、又はホップの植栽に要する資金	年	二	分	年	一	分
四	牛、馬、めん羊、山羊又は豚の購入に必要な資金	年	二	分	年	一	分
五	耕地防風林の造成に要する資金	年	四	分	年	三	分
六	事業費が十二万五千円をこえない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年	四	分	年	三	分
七	前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金	年	二	分	年	一	分

告示

鳥取県告示第七十七号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、昭和三十六年九月中旬の暴風雨による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域を次のとおり指定する。

昭和三十七年二月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
区 分 郡 名 市町村名 特別被害地域

八頭郡 八東町 旧丹比村の区域  
" " " 旧八東村"  
" " " 旧安部村"  
東伯郡 羽合町 旧長瀬村"  
" " " 旧中北条村"  
" " " 旧下北条村"

鳥取県告示第七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条及び第十四条の規定に基づく定期外の健康診断及び予防接種を次のとおり実施する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 健康診断及び予防接種を受けるべき者
- 二 理容師、美容師の家族
- 三 食品環境衛生関係業者及び従業員
- 四 健康診断及び予防接種の実施期日
- 五 健康診断及び予防接種の実施場所
- 六 米子保健所
- 七 健康診断及び予防接種の実施区域
- 八 米子保健所管内一円

鳥取県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十六年十月二十八日	高田内科	境港市東雲町一八	内科、小児科、放射線科	高田貢太郎
昭和三十七年一月五日	岸田医院	倉吉市明治町一〇二八	内科	岸田専蔵

鳥取県告示第八十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつたので同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
伊藤医院	倉吉市広瀬町二、〇二〇	内科、小児科、外科、死のた	開設者の死亡のため	昭和三十六年十二月十七日

鳥取県告示第八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により次のとおり指定医療機関の辞退があつたので同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十六年 十二月二十七日 伊藤 医院 倉吉市広瀬町二〇二〇番地

十二月三十一日 小鷲河診療所 気高郡鹿野町大字鷲峯七八六

鳥取県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八条第七項の規定により、昭和三十七年度森林区実施計画を定めたので、次の場所において公表する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

- 1 鳥取県庁
- 2 鳥取、八頭、倉吉、米子及び日野地方農林振興局
- 3 各市町村役場

鳥取県告示第八十三号

次の土地は、昭和三十七年二月六日から公用を廃止した。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

- 米子市皆生字ウドロ沖一、五四番地先 道路敷 一〇一、六〇
- 一、五〇一番ノ二より一、五二番地先

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第八十四号

家畜の伝染病の発生を予防するための、次の要領によつ

てひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月十三日	気高郡青谷町北河原	田中 民藏
〃 十四日	〃 鹿野町寺内	田中 亮一
〃 十五日	〃 〃	田中 弥五郎
〃 十六日	〃 小別所	池原 順三

〃 十七日 〃 〃 石原 春一

鳥取県告示第八十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以

内のものを除く。  
肝てつ検査及び駆除  
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内  
のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査 皮内注射反応及び虫卵検査法

肝てつ検査 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表一 肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域 実施場所

自二月十三日 淀江町宇田川地区 宇田川検診所

至二月十四日 中山町逢坂地区 逢坂

自二月十五日 中山町逢坂地区 逢坂

至二月十七日 中山町逢坂地区 逢坂

自二月二十二日 大山町高麗地区 高麗

至二月二十六日 大山町高麗地区 高麗

別表二 結核、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及駆除

一 実施期日 実施区域 実施場所

二月十三日 二月十六日 大山町高麗地区 高麗検診所

二月十四日 二月十七日 淀江町宇田川地区 富繁

二月十六日 二月十九日 名和町庄内地区 庄内

二月十七日 二月二十日 光徳地区 光徳

二月十九日 二月二十二日 名和地区 名和

二月二十日 二月二十三日 中山町逢坂地区 逢坂

二月二十一日 二月二十四日 中山町 中尾

二月二十三日 二月二十六日 上中山地区 羽田井

二月二十四日 二月二十七日 下中山地区 下中山

二月二十六日 三月一日 大山町所子地区 所子

二月二十七日 二月二日 大山地区 所子

二月二十八日 三月三日 大山地区 坊佐

三月二日 五日 赤松

三月三日 六日 中山町逢坂地区 二本松

三月五日 八日 名和町光徳地区 上光徳

三月六日 九日 名和地区 新渡道

三月七日 十日 新高田

三月八日 十一日 淀江町大和地区 大和

三月九日 十二日 淀江地区 淀江

三月十日 十三日 大山町高麗地区 高麗

鳥取県告示第八十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十三年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ検査 皮内注射反応法及び虫卵検査法

肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日 実施区域 実施場所

二月十九日 日野郡溝口町大内地区 大内家畜検診場

二月二十日 添谷 添谷

二月二十二日 富江 富江

二月二十三日 栃原 栃原

二月二十四日 大坂 大坂

二月二十六日 大滝 大滝

鳥取県告示第八十七号

昭和三十七年一月臨時県議会で二月二十七日議決された昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十六年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算、昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算、昭和三十六年度鳥取県管電気事業会計追加更正予算及び昭和三十六年度特別会計財政調整積立金歳入歳出追加予算並びに専決処分に基づく昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和三十七年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和36年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款 項 科 目	今回追加(更正)予算額 千円
3 2 地方交付税	220,031
1 地方交付税	220,031

款 項 科 目	今回追加(更正)予算額 千円
5 2 負担金	3,502
6 1 使用料及手数料	205
7 1 国庫支出金	341,955
1 1 国庫負担金	323,279
2 1 国庫補助金	18,676
11 6 雑収入	34
歳入合計	565,727
歳出	
1 1 議会費	2,458
2 1 県庁費	62,180
1 1 県職員費	61,569
2 2 監査委員費	261

3 人事委員会費	350
1 警察消防費	17,626
2 公安委員会費	93
1 警察職員費	17,535
1 土木費	330,155
1 道路橋梁費	3,130
2 河川費	36,575
4 砂防費	3,000
4 災害復旧費	293,710
5 教育費	150,763
1 教育委員会費	4,987
2 小学校費	68,466
3 中学校費	42,705
4 高等学校費	32,478
5 盲ろう学校費	1,829
11 高校教育振興費	109
12 教育施設費	20
14 養護学校費	169

6 社会及労働施設費	552
7 労政費	552
7 保健衛生費	1,795
2 予防衛生費	1,795
8 産業経済費	64
4 水産業費	64
11 選挙費	84
1 選挙管理委員会費	84
13 諸支出金	50
8 歳出合計	50
昭和36年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算	565,727
歳入	
1 事業収入	279
1 事業収入	279
歳入合計	279

歳出	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	事業費		279
	出合計		279
昭和36年度特別会計県立中央病院事業費 歳入歳出追加予算			
歳入	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	使用料及手数料		4,130,000
3	雑収入		50,000
	歳入合計		4,180,000
1	歳出	目	今回追加(更正)予算額 千円
	歳入合計		4,180,000
1	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
	県立病院費		4,112,000
	病院費		4,112,000
2	出張診療所費		18,000
	出張診療所費		18,000
3	看護婦養成所費		50,000
	看護婦養成所費		50,000
	出合計		4,180,000
昭和36年度鳥取県営電気事業会計 追加更正予算 (収益的収入及び支出)			
歳出	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	電気事業費用		2,257
	営業費用		2,257
	歳入歳出追加予算		
歳入	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	公企業及財産収入		3,530
	財産収入		3,530

歳入	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
1	財政調整積立金		3,530
	歳出合計		3,530
昭和36年度鳥取県歳入歳出追加予算 (昭和36年12月28日専決)			
歳入	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
11	雑収入		5,000
	雑収入		5,000
	歳入合計		5,000
歳出	科目	目	今回追加(更正)予算額 千円
6	社会及労働施設費		5,000
	労働費		5,000
	歳出合計		5,000

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年二月九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一 日時 昭和三十七年二月十二日 午前十一時

二 場所 鳥取市西町 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

1 昭和三十七年度教職員定数等の基本的方針について

2

2 年度末教職員人事異動方針について

3 公立学校人事について

4 その他

### 公 告

鳥取県身体障害者更生指導所入所生を次の要領により募集する。

昭和三十七年二月九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 当所の目的

し体不自由者を収容し、医学的、心理学的管理のもとに整形外科的治療及び機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施して、社会経済生活の参与並びに自立更生に對する基礎的陶冶を行なう。

二 治療及び訓練内容

(一) 整形外科的治療

(二) 機能回復訓練

機能科

機能科においては、次の療法及び訓練を行なう。

1 理学療法及び矯正訓練

2 作業及び運動療法訓練

3 補装具装用訓練

職能科

職能科においては、次の訓練を行なう。

1 各種職能基礎作業を症状に適する方法により

(三) 生活訓練  
これを習熟せしめる訓練

1 心理学的更生指導及び教養訓練  
一般教養(教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生、作法)

2 社会適応性訓練

(四) 職業訓練

一定期間の職能訓練を経て、本人の志向及び社会的診断、職能検査の総合判定の結果により、次に掲げる科目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶冶を行なう。

A 所内で行なうもの

(1) ラジオ、テレビ科(ラジオ、テレビ組立修理)

(2) 孔版、タイプ科(謄写印刷、邦文タイプ)

(3) 洋裁科(婦人服、子供服、手芸)

(4) 編物科(毛糸機械編、手芸)

B 民間業者に委託して行なうもの

(イ)自転車組立修理 (ロ)製くつ (ハ)竹工芸 (ニ)刻印

三 訓練期間

(内)時計修理等の内適当なもの  
一年とするが、所長が必要と認めるとき、期間を延長又は短縮することができる。

四 募集人員

三〇名

職業科

ラジオ、テレビ科 七

孔版、タイプ科 七

洋裁科 七

編物科 七

業者委託 二

ただし、機能科、職能科の課程は入所生全員が履修するものとする。

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けた、し体不自由者であつて、次の各号に該当し自ら進んで訓練を受け自立をはかるうとする意欲の旺盛な者

六 出願手続

1 義務教育を修了した者、またはこれと同等以上の学力があると認めたる者  
2 介護を必要としない者  
3 現に内部疾患又は伝染性疾患を有していない者

別記様式による入所願書に健康診断書(内部疾患その他伝染性疾患を現に有していないことを証明するものであること。)を添え二月二十五日までに、市に居住する者は市の福祉事務所、町村に居住するものは町村役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

福祉事務所長は、入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)様式第二号による「身上調査書」及び食費負担能力に関する「意見書」を添え三月五日までに当所へ送付のこと。

七 入所選考

第一次選考 書類審査

第二次選考 (イ)身体検査 (ロ)心理、職能判定 (ハ)知能



および学力テスト (二)面接考査  
選考期日及び場所

三月十六日ごろ鳥取、倉吉、米子の三所で実施するが  
詳細は第一次選考合格者に三月十日ごろ通知する。な  
お選考合格者に対する入所許可通知は三月末日、入所  
期日は四月十日とする予定である。

八 経費その他

- 1 授業料及び実習材料費は徴収しない。
- 2 実習に要する機械器具は貸与する。
- 3 入所生は寄宿舎に入舎するものとする。ただし、  
舎費は徴収しない。
- 4 身の廻り品、日用品、寝具は本人負担とする。た  
だし特に困難な事情のある者には寝具を貸与する。
- 5 寄宿舎における食費は実費月額約二、四〇〇円を  
徴収する。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律  
第四十四号)の適用を受けている者、またはこれに  
準ずる生活困難な者は免除する。

附記

当所には身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百  
八十三号)第十一条による更生相談所、精神薄弱者福  
祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二条による  
更生相談所および補装具製作修理施設としての義肢工  
場が附設されているので、入所中これ等の利用につい  
て便宜がある。

2 本年度から機能回復訓練設備が完備いたし、いよいよ施設本来の業務が遂行できることとなり、かなり重度のし体不自由者で機能回復訓練を必要とする方々の更生指導も実施します。  
なお、当所々定の訓練を終了した後、民間事業場へ就職不可能な者については、随時隣接社会福祉法人鳥取県授産事業会更生館(授産場)へ入館できる。

(様式第一号)  
貴所に入所したので次の事項を記載してお願いいたします。

賞罰	学歴	履歴	四 希望する職業訓練科目	科	五 退所後の計画	ハロイ 自就 他職 場所 場所 (( )) (( ))	
			一 身体障害者手帳	県第	(昭和		年
			二 身体障害の状況	障害名		現状	(級)
			三 入所を希望する理由				
						職歴	

昭和 年 月 日

本籍地  
居住地  
ふりがな  
氏名

鳥取県身体障害者更生指導所長 桃実巖 殿

昭和 年 月 日 印